

# 令和8年度大分県立学校職員（海事職〔甲板員〕）採用選考実施要項

大分県教育委員会

## 1 目的

大分県立学校の海事職（甲板員）を志望する者について、令和8年度採用に当たっての選考資料とするために実施する。

## 2 選考対象の職種、採用予定者数及び職務内容

職種	採用予定者数	職務内容
海事職 （甲板員）	若干名	大分県立海洋科学高等学校に勤務し、大分・香川両県所有の実習船の甲板員として、各種航海（国際航海を含む。）における運航及び当該実習船の維持・管理等に関する業務に従事する。

## 3 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に規定する六級海技士（航海）以上の免状（令和8年4月1日において有効なもの。以下同じ。）を現に有している者、若しくは当該免状を令和8年3月31日までに取得見込みの者※1
- (2) 昭和41年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者

※1 取得見込みの者には、試験日までに海技士試験のうち筆記試験に合格した者、又は採用予定日（採用が延期される場合は、その延期された日）までに船舶職員養成施設の課程を修了し、筆記試験が免除される見込みの者を含む。

（参考）

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 4 出願等手続

### (1) 願書期間及び提出方法等

出願期間	令和8年1月13日（火）9:00から1月30日（金）17:15まで
------	-----------------------------------

提出は、原則下記のインターネット（大分県電子申請システム）を利用する方法とする。ただし、インターネットに接続できる環境がない等、やむを得ない場合のみ個別に対応するので、(2)の提出先まで連絡すること。

#### インターネット（大分県電子申請システム）を利用する方法について

- ① 次のURL（若しくは右の二次元コード）から申請フォームへアクセスし、「ログインして申請に進む」を選択してログインする。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/R8oita-kaijishoku2>



※ Graffer アカウントを初めて取得する場合は、次の URL（若しくは右の二次元コード）から大分県電子申請ポータルサイトの「電子申請システムのアカウント作成方法」へアクセスして Graffer アカウントの作成方法を確認すること。



<https://www.pref.oita.jp/site/denshishinseiportal/denshishinsei-faq0002184756.html>

※ アカウント作成の際は、「申請」後のメールの送受信に使用するメールアドレスを入力すること。

- ② 入力項目ごとの指示に従い入力し、作成した(3)の提出ファイルをアップロードすること。
- ※ 「申請」後は、出願者による申請内容の修正ができないので注意すること。万が一「申請」後に修正の必要が生じた場合は、出願期間内に限り修正を認める。この場合、(2)の提出先に修正依頼の連絡をすること。
- ※ 申請が受け付けられると登録したメールアドレスに「申請受付のお知らせ」のメールが届く。申請の詳細は、メール文中のURLから確認すること。問い合わせ時に必要になるので、「申請日」と「申請番号」を控えておくこと。
- ※ システムの操作等で不明な点がある場合は、大分県電子申請システムヘルプデスク（電話 097-506-2457：受付時間 8:30～17:15（土曜日、日曜日及び祝日を除く。））に問い合わせること。

### (2) 提出先

郵便番号 870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階

大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班

電話 (097)506-5517

### (3) 提出ファイル

下記提出ファイル②自己紹介書（甲板員用）は、大分県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/r8kaijishoku.html> ※右の二次元コードよりアクセス可）からダウンロードすること。



提出物		注意事項等
(1) 海技免状の写し又は筆記試験合格通知書の写し若しくは船舶養成施設修了証明書等の写し		<ul style="list-style-type: none"><li>次のいずれかの原本を、撮影もしくはコピー機等でスキャニングして作成した電子ファイル（10MB以内のJPEGもしくはPDFファイル）とすること。<ul style="list-style-type: none"><li>○六級海技士（航海）以上の免状</li><li>○筆記試験に合格したことを証する書類（合格通知書等）</li><li>○船舶職員養成施設修了（見込み）証明書</li></ul></li><li>※取得見込みの者は、現在の状況を入力すること。また、取得後は、直ちに（2）の提出先に郵送すること。</li></ul>
(2) 自己紹介書（甲板員用）		<ul style="list-style-type: none"><li>Wordファイルを作成すること。</li><li>入力上の注意（PDFファイル）を参照すること。</li></ul>
(3) 写 真		<ul style="list-style-type: none"><li>最近3ヶ月以内に撮影した本人の上半身、正面、無帽の画像（10MB以内のJPEGファイル）とすること。</li><li>白黒、カラーは問わない。</li></ul>

（注意）ア 提出ファイル及び入力事項に不備がある場合は、受け付けないことがある。

イ 提出ファイルについては、理由のいかんを問わず返却しない。

ウ 受験料は不要である。

### (4) 受験票の交付

令和8年2月2日（月）までに登録したメールアドレスに「交付物発行のお知らせ」のメールが届く。メール文中のURLから願書（申請内容を確認するためのもの）と受験票をダウンロードすること。受験票は、試験当日までに印刷しておくこと。令和8年2月3日（火）までにメールが届かない場合は、（2）の提出先まで連絡すること。

## 5 選考

### (1) 期 日

令和8年2月6日（金）

### (2) 試験場

下記のいずれかを選択すること。

① 大分県庁舎会場：大分県庁舎 別館7階 教育委員室（大分市府内町3丁目10番1号）  
（注意）受験者による県庁舎駐車場の利用はできない。

② WEB会場：インターネット環境のある任意の場所（Zoomを使用したオンライン面接）

### (3) 試験内容及び日程

試験内容	・個人面接（30分）人物・教養・専門性などについての個人面接
日 程	・受験票送付の際、受験者ごとに日程を通知する。

### (4) 携行品 受験票

※WEB会場の場合も個人面接の前に確認するので、すぐに映せるよう準備すること。

### (5) 選考結果

選考の結果は、令和8年2月13日（金）午前9時に、大分県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/r8kaijishoku.html>）に合格者の受験番号を掲載するとともに、別途出願者全員宛て大分県電子申請システムにて通知する。

## **6 試験の配点**

個人面接 200 点

## **7 得点等の送付・開示**

受験者全員に対して、選考試験の得点を、選考試験の結果とともに通知する。

## **8 合格者の行う手続**

合格者は、指定する日までに採用のための必要書類を提出すること。詳細は、合格者に対して通知する。

## **9 採用及び給与**

(1) 選考試験の合格者は、原則として令和 8 年 4 月 1 日付けで採用する。

ただし、選考試験の合格者のうち、大学卒業後、海技士免状取得のため航海実習を行う場合は、航海実習の間、採用を延期する。

(2) 選考試験の合格者であっても、次の①から③のいずれかに該当する場合は採用しない。

① 受験資格がないことが判明した場合

② 六級海技士（航海）以上の免状を取得見込みの者が、令和 8 年 3 月 31 日までに当該免状を得できない場合

ただし、(1) ただし書きの者については、令和 8 年 9 月 30 日までとする。

③ 大分県教育関係職員健康診断審議会の審議の結果、「就労不可」と判断された場合

(3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、県職員としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。

(4) 採用時の給料は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年大分県条例第 39 号）等の規定に基づき決定する。その他扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当を、それぞれの支給要件に応じて支給する。

なお、採用前の職歴を有する者は、条件に応じて加算される。

## **10 その他**

携帯電話やスマートフォン等通信機能をもつ機器は、試験場内では電源を切り、かばん等に入れておくこと。

【問い合わせ先】

**大分県教育庁教育人事課**

〒870-8503 大分市府内町 3 丁目 10 番 1 号

電話 097-506-5517

ホームページ <https://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/r8kaijishoku.html>